

富津市介護保険運営協議会会議録

1 会議の名称	令和7年度第1回富津市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和7年5月13日（火）14：00～15：05
3 開催場所	富津市役所 2階 第3委員会室
4 審議等事項	1 議案 （1） 富津市介護保険運営協議会会長及び副会長の互選について （2） 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について 2 報告 （1） 令和7年度地域包括支援センターの予算及び事業計画について （2） 第10期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画策定支援業務委託の実施について （3） 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の新規指定について （4） 富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例施行規則の一部改正について
5 出席者	【委員】 宮崎晴幸委員、榎本孝委員、吉原徳男委員、大野泰代委員、 小林美奈子委員、北湯口広委員、宮野京子委員、鈴木安夫委員、 川名健一委員、本山繁樹委員、脇坂和弘委員、亀卦川洋美委員、 白川多美子委員 【事務局】 高橋市長、小野田健康福祉部長、中山介護福祉課長、 山口介護福祉係長、西野高齢者支援係長、 堀越副主査、宮野社会福祉士 【説明員】 富津地区 地域包括支援センター 溝口センター長、 大佐和地区 地域包括支援センター 成田センター長 天羽地区 地域包括支援センター 藤野センター長
6 公開又は非公開の別	☒ 公開 ・ ☐ 一部公開 ・ ☐ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人（定員5人）
9 所管課	健康福祉部 介護福祉課（電話 0439-80-1262）
10 会議録（発言の内容）	別紙のとおり

令和7年度第1回富津市介護保険運営協議会 会議録

発言者	発言内容
開会（14：00）	
山口係長	— 会議前の諸連絡、資料確認及び開会 —
高橋市長	— 委嘱状交付 —
高橋市長	— 市長挨拶 —
小野田部長	— 委員及び職員紹介 —
山口係長	続きまして、次第の5「議事」でございます。 富津市介護保険規則第5条の3第1項に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されておりますが、今回は委員改選後初めての会議となりますので、会長が互選されるまでの間、健康福祉部長が仮議長の職を務めさせていただきます。ご了承願います。 それでは、小野田健康福祉部長は議長席へお願いします。
小野田部長	それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。 議案第1号「富津市介護保険運営協議会会長及び副会長の互選について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
中山課長	議案第1号「富津市介護保険運営協議会会長及び副会長の互選について」ご説明いたします。 それでは、資料の1ページをご覧くださいと思います。富津市介護保険規則の抜粋でございます。 第2章の2 介護保険運営協議会 (会長及び副会長) 第5条の2 条例第2条の3の富津市介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。 第2項 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 第3項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

	その職務を代理する。 (会議) 第5条の3 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。 第2項 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。 第3項 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 以上で説明を終わりますが、このあと会長及び副会長の互選をよろしく願いいたします。
小野田部長	事務局の説明は終わりました。 互選には選挙と指名推薦がありますが、皆様いかがいたしましょうか。
本山委員	指名推薦の方法が良いのではないのでしょうか。
小野田部長	ただいま、本山委員から指名推薦の方法が良いのではないかというご意見がございました。 他にご意見ございますか。 無いようですので、指名推薦の方法で行うということでご異議ございませんか。
— 委員から「異議なし」の声あり —	
小野田部長	それでは、どなたか会長の推薦をお願いいたします。
本山委員	会長に宮崎委員を推薦します。
小野田部長	ただいま、宮崎委員を会長にという推薦がございました。 ほかに推薦はございますか。 ほかに推薦も無いようですので、先ほど推薦のありました宮崎委員を選任することでご異議ございませんか。
— 委員から「異議なし」の声あり —	
小野田部長	異議がないということですので、宮崎委員を会長に選任することといたします。 それでは、ここで議長の任を終了させていただきます。 ご協力ありがとうございました。
山口係長	それでは、宮崎会長、議長席をお願いします。

	ここで議事に入る前に宮崎会長からご挨拶をいただきたいと思います。
— 会長挨拶 —	
山口係長	ありがとうございました。 それでは、宮崎会長、議事進行をお願いいたします。
宮崎会長	しばらくの間、議事進行させていただきます。 それでは、引き続き議案第1号の副会長の互選を指名推薦の方法で行いたいと思いますが、どなたか副会長の推薦をお願いいたします。
脇坂委員	副会長に本山委員を推薦いたします。
宮崎会長	ただいま、本山委員を副会長にという推薦がございました。 ほかに推薦はございませんか。 無いようなので、先ほど推薦のありました本山委員を選任することでご異議ございませんか。
— 委員から「異議なし」の声あり —	
宮崎会長	異議がないものと認めます。 よって、本山委員を副会長に選任することといたします。 それでは、本山副会長、副会長席をお願いいたします。 ここで、本山副会長にご挨拶をいただきたいと思います。
— 副会長挨拶 —	
宮崎会長	それでは、議事を進行させていただきます。 続いて、私から本日の会議の議事録署名委員の指名をいたします。北湯口委員と川名委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしくお願いします。 それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。 議案第2号「地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
宮野社会福祉士	議案第2号「地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について」ご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。令和6年4月1日に厚生労働省老健局長から告示された省令改正に伴い、富津市の規則についても一部改正をしたところです。本議案につきましては、当規則の第2条に「介護保険運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要と認めたときは、常勤換算

	方法によることができる。」と規定されていることから、本日の運営協議会にて委員の皆様にご審議をお願いしたく存じます。 それでは、省令改正の趣旨についてご説明いたします。地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて、常勤職員が勤務すべき時間数で除し、当該地域包括支援センターの職員数を、常勤職員の員数に換算することを可能にするというものです。省令改正を反映した後の富津市における規則につきましては、資料に記載している新旧対照表のとおりとなります。 続きまして３ページ下をご覧ください。 「常勤換算方法を可能とした職員配置例」について、ご説明いたします。ある地域包括支援センターの常勤職員の通常の勤務日数が週５日、時間にして４０時間であったとします。改正前は、欠員状態である職員Ｃの枠に対し、欠員となった職員Ｃと同じ勤務時間である勤務日数が週５日、時間にして４０時間の職員を１人配置しなければなりません。改正後は、通常の勤務日数が週５日、時間にして４０時間の職員Ｃが欠員となった場合には、週の勤務日数が３日、時間にして２４時間の職員と週の勤務日数が２日、時間にして１６時間の職員２人を複数配置し、その勤務時間を合計することで職員１人分と換算することが可能になります。例では保健師等の職員が対象となっておりますが、主任介護支援専門員等、また、社会福祉士等の職員についても同様です。 以上で説明を終わります。
宮崎会長	事務局の説明は終わりました。 ご質疑、ご意見はございませんか。 それでは、ご質疑、ご意見も無いようですので、議案第２号「地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について」は、承認することでご異議ございませんか。
— 委員から「異議なし」の声あり —	
宮崎会長	異議がないものと認めます。 それでは、議案第２号「地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について」は、承認することといたします。 続きまして、報告に移ります。

	報告第1号「令和7年度地域包括支援センターの予算及び事業計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
宮野社会福祉士	報告第1号「令和7年度地域包括支援センターの予算及び事業計画について」ご説明いたします。 4ページをご覧ください。 この表は、3地区の地域包括支援センターの収支予算を比較した一覧表です。人口や高齢化率等の条件がそれぞれ異なるため、金額のみで単純に比較することはできませんが、今後の各地域包括支援センターの取り組みなどに活用していきたいと考えております。 地域包括支援センターにつきましては、富津地区、大佐和地区、天羽地区の各日常生活圏域において、市が業務を委託して実施していることから、各地域包括支援センターから、ご説明をさせていただきます。 事務局からは以上です。
宮崎会長	それでは、富津地区・大佐和地区・天羽地区の順で、各説明員より順次説明願います。
富津地区地域包括支援センター 溝口センター長	富津地区地域包括支援センター溝口と申します。 富津地区地域包括支援センターの令和7年度事業計画及び予算につきまして、説明させていただきます。令和7年度富津地区地域包括支援センター収支予算書ですが、資料は4ページになります。 介護予防事業といたしまして、収入、支出ともに626万8,000円です。 地域支援事業といたしまして、収入、支出ともに4,200万7,000円です。 続きまして、事業計画について説明させていただきます。富津市が基本理念としております「高齢者が住み慣れた地域でいきいき安心して暮らせるまち」の実現に向けて、計画を実施してまいります。 一般介護予防については、運動機能や意欲の向上、閉じこもりや孤立の予防を目標に活動支援を継続していきます。いきいき百歳体操は、8グループが自主活動に取り組んでおり、状況確認や新規加入者への対応などの後方支援を実施していきます。また、健康づくり課や介護福祉課の事業と連携し、複合的に介護予防の推進に取り組んでいきます。また、生活支援コーディネーターと協力し、未実施地区へのニーズの確

	認やアピール活動を行い、新規グループの立ち上げに力を入れていきます。 総合相談支援事業については、3職種が一体となり、関係機関との連携を図り、様々な相談に対応してまいります。今年度は、いきいき百歳体操立ち上げと連動し、活動未実施地区で地域カフェの開催を計画しています。地区の民生委員や区長、住民等に協力を得ながら、地域で暮らす支援が必要な高齢者や地域を支えていく住民の集いの場を作り、地域や介護の状況把握、課題抽出などに繋げられるよう取り組んでまいります。引き続き、センターの広報活動にも力を入れ、介護や高齢者、地域に関する事柄が、我が事と考えていただけるように働きかけていきます。その他に任意事業となりますが、今年度も継続して認知症サポーター養成講座を小中学校向けに開催し、様々な世代が地区の高齢者に寄り添えるような働きかけを実施していきます。 権利擁護事業については、虐待、消費者被害などにおいて、関係各所と相談連携を図り、早急に対応し、安全や権利が侵害されぬよう状況の改善に努めてまいります。その中で、独居や高齢者世帯で頼れる人がいない方の相談や、被害や状況が緊迫した状況での発見や相談が少なくなく課題となっております。平時より「要援護者地域見守り事業」や「見守りウォーキング・わんわんパトロール」などによる地域で見守る協力体制を構築できるよう働きかけていきます。同時にマイライフノートや日常生活自立支援事業、成年後見制度の案内を行い、必要時に関係機関に相談協力が求められる体制を構築してまいります。 他の事業においても、センター内での相談体制を確立し、関係機関や地域で高齢者を支える住民の方々と連携をはかりながら、高齢者が住み慣れた地域で、状況が変化しても暮らしやすさが保てるよう事業を進めてまいりたいと考えております。 富津地区地域包括支援センターからは以上となります。
大佐和地区地域包括支援センター 成田センター長	大佐和地区地域包括支援センターの成田と申します。よろしくお願いいたします。 まず、11ページをご覧ください。令和7年度の予算書となります。 上段の令和7年度の介護予防支援事業といたしましては、収入支出ともに592万6,000円です。続いて中段からの令和7年度の地域支援事業ですが、収入支出ともに2,879万8,000円となります。支出については説明欄に記載しております各事業等を実施していきます。 続いて12ページをお願い致します。こちらが令和7年度の事業計画書となります。

	初めに一般介護予防事業についてです。各地域で取り組まれている富津市いきいき百歳体操ですが、大佐和地区では自主団体も併せて計17団体が活動されています。包括として現在活動中の団体が継続的に通常実施が行えるよう、更に健康寿命を延ばし介護予防が図られ、地域住民の閉じこもり防止や、筋力低下の防止に繋げていけるよう、引き続き後方支援していきたいと考えております。また、この体操の実施規模が拡充されるように活動していきながら事業推進に努めてまいります。 続いて総合相談支援業務になります。地域包括支援センターに配置している看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職によるチームアプローチを基本として相談に対応していきます。内容や状況によって関係機関の方々と連携しながら、相談に来られた方々が安心して生活が送れるよう対応していきたいと考えております。また、そのためにも職員の質の向上や、安定した相談支援が行えるよう体制強化に今後も努めていきます。 更に3地区の地域包括支援センター及び基幹相談支援センター、富津市介護福祉課と毎月行っている定例会の開催を通じて、情報共有や情報交換を図り支援困難ケースなどの問題解決に繋げていきます。相談支援を情報提供と対応を行いながら事業展開し、制度の紹介等も行っていきます。 続いて権利擁護業務です。成年後見制度の利用や、虐待に関する対応等において関係機関と連携して業務を遂行する為には、恒常的な関係や連携は重要と考えます。3地区の地域包括支援センターや富津市介護福祉課と情報共有や、事業等の実施の検討を行い、ケアマネジャーや介護保険サービス事業者、医療関係者、富津市社会福祉協議会などと連携を密にしながら、業務を遂行していきます。 また、その他の事業については、今回立案した計画に基づき相談対応や支援体制の構築等多様化する地域課題に対し、「高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまち」を念頭に、職員一丸となって業務に取り組んでまいります。 最後に14ページから15ページについては、各事業や業務を年間でどのように対応していくかのイメージ、予定表でございます。 以上で大佐和地区の説明を終わります。
天羽地区地域包括支援センター 藤野センター長	それではまず、収支予算書についてご説明いたします。 令和7年度天羽地区地域包括支援センターの予算につきまして、16ページをご覧ください。

ください。

はじめに、介護予防事業についてですが、こちらは、収入・支出ともに402万4,000円となっております。続いて、地域支援事業については、収入・支出ともに3,440万6,000円の予算を計上しております。

ここで一つ、現状について触れさせていただきます。近年、予防給付を受ける事業所の数が減少しており、介護保険サービスの利用にあたって、非常に重要な役割を果たすケアマネジャーの存在がますます求められているところです。しかしながら、天羽地区におきましては、ケアマネジャーの減少に加え、制度上の制限など複合的な理由により、要支援者が十分なケアマネジメントを受けられないという現実がございます。こうした課題に対応するため、私たち地域包括支援センターでは、適切なケアプランに基づくサービスが継続的に提供できるよう、必要な人員の確保を含めた体制整備を目的として、今回の予算を編成しております。

それでは、続いて事業計画書についてご説明いたします。

令和7年度の事業計画につきましては、昨年度までの取り組みをさらに深化させることを目指し、地域の皆様の暮らしに密着した活動を展開してまいります。

それでは順にご説明いたします。まず初めに、17ページをご覧ください。こちらは、一般介護予防活動支援事業についてです。この事業では、高橋市長の発声により開始された「富津市いきいき百歳体操」が、令和6年度末時点で、19団体・約300名の方々にご参加いただいております。この百歳体操は、高齢者の筋力維持を目的に始まりましたが、今では、過疎・高齢地域における新しいコミュニティとしても、非常に意義深い活動となっております。団体設立当初から地域包括支援センターの看護師が関与し、自主運営に移行した後も、継続して支援を行っております。たとえば、季節ごとに「熱中症予防」「感染症予防」などの講話を実施し、参加者の方々の健康状態に変化があった場合にも迅速に対応できる体制を整えてまいりました。今年度も引き続き、「もっと元気に！もっと百歳体操！」をキャッチフレーズに、すでに参加されている方が無理なく継続できるよう支援を行うとともに、本来必要とされる方々にももれなくご参加いただけるよう一層力を入れてまいります。

続きまして、地域ケア推進会議についてご説明いたします。

この会議は、地域と行政とをつなぐ最も重要な場であると私たちは考えております。

本年度は、「天羽地区で今、何が起きているのか」というテーマのもと、住民の皆

様とともに地域課題を再確認し、さらに「未来の天羽地区のために今、何ができるか」という視点から、将来を見据えた対話の場として位置づけております。

この天羽地区においては、「過疎化」や「高齢化」、「交通弱者」や「買い物難民・通院難民」などの課題が山積しております。住民の皆様も「そんなことはもうわかっているよ」とお感じかもしれません。しかしながら、その課題を言葉にして可視化することによって、皆様の中にある潜在的な問題意識がより鮮明となり、それが課題解決の大きな原動力になると私たちは信じています。暗い話題が続く中でも、希望を見出す取り組みがあります。現在、高橋市長は近隣市の首長と共に「第2湾口道路」実現に向けた活動を精力的に進めておられます。高橋市長の活動をお伝えしていく中で、私たちは次のようにお伝えしています。「天羽地区は、政令指定都市・川崎市と全く同じ面積143km²を有しています。川崎市の人口は約150万人。つまり、天羽地区にもそれだけの可能性があるということです。」一見突拍子もないように聞こえるかもしれませんが、「未来に何が起こるかわからない。だからこそ、今できることに全力で取り組んでいこうじゃありませんか」というメッセージを、失笑されながらも、繰り返し伝えています。希望を持った発信を続けることが、未来を切り拓く第一歩になると信じているからです。私たちは、天羽地区の大きな強みである「住民パワー」を信じ、地域の活性化と明るい未来に向けた土台を皆さんとともに築いていきたいと考えています。

続いて、総合相談支援業務についてです。こちらは、日々の活動を通じて、地域の医療機関・福祉事業所・富津警察署・地域住民の皆様と密に連携し、支援が必要な方々に対して、迅速かつ的確な対応ができるよう体制を強化してまいります。

次に、権利擁護業務です。地域における「見守りウォーキング」「わんわんパトロール」などを通じて、高齢者虐待や認知症による徘徊の早期発見・早期対応を図ってまいります。

また、私たちは、詐欺被害の防止にも特に注力しております。高齢者が詐欺被害に遭ってしまうと、その後の生活を心穏やかに安心して過ごすことが困難になるばかりか、大切な生活資金を失い、必要な福祉サービスを受けられなくなるおそれもあります。このため、私たちは「高齢者の財産を守ることが、高齢者の暮らしを守ること」と捉え、富津警察署と連携しながら、医療機関・福祉事業所・企業等に対し、FAXによる情報提供やポスター掲示などを行い、地域全体で高齢者を見守る文化の醸成に

	努めてまいります。 続きまして、20ページの生活支援体制整備事業についてです。行政・生活支援コーディネーターと協力し、住民主体の支援団体が天羽地区の各地に立ち上がるよう支援しております。その目的は、買い物や通院の困難、孤独死、自死、高齢者虐待といった課題を少しでも減らし、将来的にはゼロを目指すことにあります。 最後に、21ページの任意事業：認知症サポーター養成講座についてご説明します。 こちらは、今年度も「オレンジリングでつなぐ天羽の輪」をキャッチフレーズに、世代を問わず、認知症への理解を深める活動を継続してまいります。令和6年度からは、オレンジリングが1個110円の有償となりましたが、私たち天羽包括が購入し、受講者へ配布することで、認知症サポーターとしての自覚と仲間意識を育んでいきたいと考えております。また、講座終了後には回覧板で実施報告を共有し、次なる受講者の参加を促す取組も行っておりまいります。 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりには、まだまだ多くの課題があります。私たち天羽地区地域包括支援センターは、医療機関・福祉事業所・区長・民生委員・地域住民の皆様と力を合わせながら、高齢者に限らず、多世代にわたる地域課題の解決に取り組んでゆくことで、天羽地区の全世代の住民に必要とされるよう活動してまいります。引き続き、皆様のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。
宮崎会長	説明員の説明は終わりました。 この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 それでは、ご意見、ご質問も無いようでございますので、報告第1号「令和7年度地域包括支援センターの予算及び事業計画について」の報告を終了いたします。 各地域包括支援センターにあつては、高齢者が地域で安心して生活できるよう、積極的な事業展開をお願いいたします。 それでは、説明員の皆様ありがとうございました。
宮崎会長	続きまして、報告第2号「第10期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画策定支援業務委託の実施について」です。事務局の説明を求めます。

堀越副主査	説明に入る前に資料の訂正がございます。 資料の２４ページをお開きください。 ５ 実施スケジュールの表の一番下「プレゼンテーション及び提案採用者決定」の日程ですが、令和７年７月２５日（金）となっておりますが、正しくは７月２９日（火）です。資料の訂正をお願いいたします。 それでは、報告第２号「第１０期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画策定支援業務委託の実施について」ご説明いたします。 資料の２３ページをお開きください。 はじめに、目的につきまして、本業務は、現計画「第９期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画」が令和９年３月末を持って終了するため、介護保険法及び老人福祉法の規定により、令和９年度から令和１１年度までを計画期間とする「第１０期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画」を策定するためのアンケート調査の実施やデータ分析、事業計画書作成の支援業務委託を行うものです。 また、本委託契約は２か年の業務委託となり、令和７年度にアンケート調査を実施し、令和８年度に事業計画書の作成を行います。 次に、支援業務の委託事業者の選定に当たっては、高齢者福祉政策に関連する他の計画との整合性の確保や調和を保つ必要があることから、介護福祉政策全般について精通している必要があります。 このため、民間事業者の行政施策に関する調査や各種統計調査に関する業務実績、専門的知識、調査執行能力等を確認することができる公募型プロポーザル方式により実施し、本事業の目的等を理解したうえで最も優秀な提案を行った事業者を選定することが必要と考えます。 続きまして２４ページをお開きください。 ページ下段「５ 実施スケジュール」の主な事項についてご説明いたします。 表の３段目、事業者からの参加表明書受付期限を令和７年６月１８日とし、これに対し、参加資格を確認後、選定・非選定通知書を６月２５日に送付します。質問書の
-------	---

	受付、回答を経て、技術提案書の受付を 7 月 18 日までとしております。 その後、7 月 29 日にプレゼンテーションの実施、同日に提案採用者の決定を行います。 27 ページをお開きください。 ページ下段「9 評価基準」についてご説明いたします。 評価項目につきましては、「1. 共通事項」として、情報収集力が備わっているか。計画性を持ったプランとなっているか。経験及び知識を有しているか。の 3 項目を評価します。 次に、「2. アンケート調査」として、分析力を有しているか。 需要及び課題の把握を的確にしているか。の 2 項目を評価します。 次に、「3. 事業計画」として、課題の理解及び対応が適切にされているか。 分析力を有しているか。デザイン性に優れているか。の 3 項目を評価します。 最後に、「11. 結果の公表」については、富津市ホームページで公表するとともに、今後の介護保険運営協議会において委員の皆様にご報告させていただきます。 なお、業務の詳細を記載した仕様書につきましては、資料 30 ページから 34 ページでございますので、後ほどご確認ください。 以上で報告第 2 号「第 10 期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画策定支援業務委託の実施について」の説明を終わります。
宮崎会長	事務局の説明は終わりました。ご意見、ご質問ございませんか。 それでは、ご意見、ご質問も無いようでございますので、報告第 2 号「第 10 期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画策定支援業務委託の実施について」の報告を終了いたします。
宮崎会長	続きまして、報告第 3 号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の新規指定について」です。 資料 35 ページとなります。 事務局からの通知のとおり、事前説明文を配布しておりますので、事務局の説明は

	割愛いたします。 この件について、ご意見、ご質問ございませんか。 それでは、ご意見、ご質問も無いようでございますので、報告第3号「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の新規指定について」の報告を終了いたします。
宮崎会長	続きまして、報告第4号「富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例施行規則の一部改正について」です。事務局の説明を求めます。
宮野社会福祉士	報告第4号「富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。 資料の45ページをご覧ください。 令和6年4月1日に 厚生労働省老健局長から告示され、改正内容については 「従うべき基準」とされていることから、富津市の規則についても一部改正をしましたので報告いたします。 それでは、省令改正の趣旨について、2点ご説明いたします。 1点目は、議案第2号にて説明をさせていただいた地域包括支援センターにおける職員の常勤換算方法についてです。 2点目は、当報告の内容です。「地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、複数の地域包括支援センターを一の区域として当該複数のセンターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとする。ただし、この場合でも地域包括支援センターの運営の質を担保する観点から、それぞれの地域包括支援センターには3職種のうち、2職種の配置は必須とする。」というものです。また、省令改正を反映した後の富津市における規則につきましては、資料に記載している新旧対照表のとおりとなります。施行日につきましては、令和7年4月1日からです。 続きまして、48ページをお開きください。 「省令改正内容のイメージ」についてご説明いたします。 改正前は、a圏域・b圏域・c圏域の3つの圏域ごとの各地域包括支援センターにおい

	て、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を1人ずつ配置しなければなりません。改正後の図をご覧ください。3つのセンターがある場合、仮にどこかのセンターにおいて、3職種のうちの1職種が欠けていたとしても、違うセンターにおいて、その専門職が2人いれば合計3職種×3センター分の9人ずついることになるため、基準を満たし、その市の地域包括支援センターの運営は保たれることとなります。 以上で説明を終わります。
宮崎会長	事務局の説明は終わりました。ご意見、ご質問ございませんか。
宮野委員	今の説明だと、それぞれ6, 000人に対して、2人のところ、4人のところが発生してしまうが、業務の質は担保されるのか。不自然と思う部分があるが、どのように考えているのか。
中山課長	人数については参考例であり、また、富津市には3つの圏域がございますが、市全域を1つの圏域とみなして3職種9人いれば業務の質は担保されと考えています。
宮野委員	先ほど0.6人と0.4人で1.0人という説明があったが、0.6人はこっちで0.4人はこっちというような3地域包括支援センター間の移動は想定しているのか。
中山課長	厚生労働省で作成した参考例で、配置条件緩和していこうということですが、富津市では現在3職種を配置しており、条件を充たしているので想定はしていません。
榎本委員	3地域包括支援センターで3人以上いれば条件を充たすということか。
西野係長	榎本委員のおっしゃるとおりです。
小林委員	もし今後48ページの改正後のイメージ図のように1つの地域包括支援センターで保健師が不足した場合、その保健師が行う仕事は誰が行うのか。今後起こり得る問題だと思うので、答えられる範囲で教えてほしい。
中山課長	保健師につきまして、保健師等ということになっており、看護師も含まれているので欠員が出ないように対応していきたいと考えています。
宮崎会長	他にご意見、ご質問はありますか。 それでは、ご意見、ご質問も無いようでございますので、報告第4号「富津市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例施行規則の一部改正について

	て」の報告を終了いたします。
宮崎会長	以上で、本日の審議は終了しました。 その他として、委員の皆様より何かございますか。
宮崎会長	事務局から何かありますか。
堀越副主査	次回の運営協議会は8月頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。
宮崎会長	それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回富津市介護保険運営協議会を終了いたします。長時間にわたり、大変お疲れ様でした。
閉会（15：05）	